



平成20年町消防演習を開催

平成20年町消防演習が行われます。本年は山田南小学校と大沢漁港を会場に、各種訓練が行われます。皆さんどうぞご覧ください。

▷期日 4月20日(日)

▷訓練の時間と内容

【開会行事】午前8時・山田南小学校校庭 【公開訓練】 分列行進…午前11時20分・県道重茂半島線(県北バス大沢停留所付近から大沢漁協まで) 放水訓練…午前11時40分・大沢漁港 荒川婦人防火クラブによる初期消火訓練…正午・大沢漁港

消防団団員を募集します

あなたの情熱をください——。山田町消防団では団員を募集しています。地域の皆さんの生命・財産を守るため、消防団で共に活動しませんか。入団を希望する方は、最寄の消防団の分団長または団員へ直接お申し込みください。

◆問い合わせ 山田消防署(☎82-3139)へ。

山田湾

アサリ漁を一般開放 潮干狩りを楽しもう

期 間 5月1日～6月15日

町内5つの漁業協同組合で組織する共有第111号第一種共同漁業権連合管理委員会では、期間を限定し一定の条件付きで山田湾内のアサリ漁を一般開放します。

山田湾全域にはアサリ資源の繁殖保護を目的に「アサリ漁業権」が設定されており、漁業者(組合員)以外の方はアサリを採取することができませんが、一般

の皆さんに春の風物詩を堪能してもらおうと、期間や殻長制限などを定めて開放を決定したものです。

次の条件を守り、潮干狩りを楽しめください。

▽期間 5月1日～6月15日

▽時間 日の出から日没まで

▽使用漁具 くま手、しゃくし

※ジョレンは使用しないでください。

▽殻長制限 殻長2センチ以下のアサリは採取できません。

◆問い合わせ 共有第111号第一種共同漁業権連合管理委員会(山田湾漁業協同組合内 ☎82-3631)へ。

低所得者の介護保険料減免制度

対象となる方は お早めに手続きを

◆介護保険料軽減制度の概要

区分	軽減の対象となる人	軽減の内容
I	1 老齢福祉年金受給者で本人および世帯全員が非課税 2 老齢福祉年金以下の収入で、次の4つの要件をすべて満たし、生活保護を受けていない人。▶世帯全員が住民税非課税▶世帯の年間収入が120万円以下(3人目から1人につき40万円を加算)▶住民税課税者に扶養されていない▶100万円以上の預貯金など一定以上の資産を所有していない人	保険料段階第1段階の半額の保険料相当額に軽減(年額21,600円→10,800円に軽減)
II	1 災害により著しい損害を受けたとき 2 世帯生計維持者の死亡または長期入院などで収入が著しく減少したとき 3 世帯生計維持者の収入が事業の休廃止、失業などにより著しく減少したとき 4 世帯生計維持者の収入が不漁、不労などにより著しく減少したとき	本来納めるべき保険料段階から1段階分軽減(年額より10,800円を軽減)
III	保険料段階が第3段階で、次の4つの要件をすべて満たす人。▶世帯全員が住民税非課税▶世帯の年間収入が120万円以下(3人目から1人につき40万円を加算)▶住民税課税者に扶養されていない▶100万円以上の預貯金など一定以上の資産を所有していない人	保険料段階第3段階を第1段階の保険料に軽減(年額32,400円→21,600円に軽減)

町では、収入が一定以下の方を対象に、介護保険料の軽減制度を行っています。対象となるのは、老齢福祉年金受給者及び老齢福祉年金以下の収入で、一定条件を満たしている人です(下表参照)。

保険料の減額を受けるためには本人の申請が必要となりますので、対象となる方はお早めに手続きを行ってください。

◆問い合わせ 役場保健福祉課介護保険担当(☎82-3111内線163)へどうぞ。